

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年7月17日
【事業年度】	第33期（自平成25年9月1日至平成26年8月31日）
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	経理部部門リーダー 南 直人
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	経理部部門リーダー 南 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年11月25日に提出いたしました第33期（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第2 事業の状況
    - 4 事業等のリスク
  - 第4 提出会社の状況
    - 3 配当政策
  - 第6 提出会社の株式事務の概要  
欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(訂正前)

##### (1) 建設機械事業が属する市場環境について

国内においては、インフラへの公共投資の動向が、業績に影響を与える可能性があります。しかしながら当社グループは、国民の誰もが支持する建設工事のあるべき姿を前述の「建設の五大原則」として定め、これに則って機械・工法の開発を行っており、当社グループの機械・工法が建設業界を革新する大きな潮流となると確信しております。

##### (2) 海外事業について

海外においては、欧州・アジア・米国にそれぞれ100%子会社を拠点として置き、積極的に事業展開を進めております。海外事業は、異文化の下であり為替の要因等、事業運営上、一定のリスクはありますが、市場としてのポテンシャルは非常に大きく、グループ全体の業績に寄与するよう経営資源の投入を行っております。また、構築する構造物の計画・設計から、構造部材としての杭材や施工機械の選定、施工方法や施工管理手法までも含めた工事に必要なハードとソフトを統合し、トータルパッケージとして市場に提供する体制を整え、各国の建設市場の状況に直接影響を受けない事業展開を加速させます。

##### (3) 自然災害等のリスクについて

当社グループの機械・工法の開発拠点、機械装置の製造拠点はいずれも高知県高知市にあります。南海トラフ巨大地震等、今後の未曾有の事態に対しても、危機管理規程に基づく緊急事態への備えを確立し、そして事業継続を長期的なビジョンで実現する新規プロジェクトの構築を予定しており順次着実に実行に移してまいります。

(訂正後)

##### (1) 当社グループが属する市場環境について

当社グループは、国民の視点から見た「建設工事のあるべき姿」を環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要素に集約した「建設の五大原則」として定め、これに則って建設市場の状況に左右されにくい機械・工法の開発を目指しており、当社グループの機械・工法が建設業界を革新する大きな潮流となると確信しております。

しかしながら、国内外の建設市場の状況、特に公共投資の動向は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 海外事業について

当社グループは、海外において欧州・アジア・米国にそれぞれ100%子会社を拠点として置き、積極的に事業展開を進めております。また、各国個別の建設市場状況からの影響を抜本的に低減するべく、構造物の計画・設計から、構造部材としての杭材、施工機械の選定、施工方法や施工管理手法までも含めた工事に必要なハードとソフトを統合し、トータルパッケージ工法として市場に提供する体制の準備を進めております。

しかしながら、異文化の下での商慣行の違い、為替レートの変動、各国政府ごとの法制度や規制の変更等は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 自然災害等について

自然災害等に対しては当社グループの重要な事業課題として国土防災を実現する新工法提案を行うなど、積極的な開発、提案等を進めております。また、今後の大きな自然災害等に対しても、当社グループ内での危機管理規程に基づく緊急事態への備えを確立し、事業継続を長期的なビジョンで実現する新規プロジェクトの構築の準備を進めております。

しかしながら、当社グループの機械・工法の開発拠点、機械装置の主たる製造拠点が高知県にあり、南海トラフ巨大地震等の発生をはじめとする重大な自然災害、感染症など深刻かつ広範な社会的な悪影響が発生した場合においては、当社グループ及びサプライチェーンや社会全体の混乱から、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製造環境について

当社は機械の製造については機械設計を自社で行い、製造自体は社外の協力提携企業への外注で対応しており、納期管理や品質管理方法に対する基準の徹底、製造コストや需要の変動に応じた外注先の拡大等で生産体制の維持を図っております。

しかしながら、素材やエネルギーコストの変動、予期せぬ製品の不具合、調達先及び外注先の納期・コスト・品質等の取引条件の変動が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

建設業界は、一般に建設業法、建築基準法、労働安全衛生法等の法令の適用を受けており、これらの法的規制、業界慣行等は当社グループが進めている建設業界における工法革命、建設の五大原則による工法選定等の建設工事のあるべき姿の実現に対して、足枷になっております。当社グループは、建設のあるべき姿を自らの提案する工法で社会へ示し実証することでその実現を進めておりますが、現行の法的規制等が変更されない場合や予期せぬ変更がされた場合には、当社グループの事業範囲の縮小など、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報、知財管理等について

当社グループは開発型企業として圧入工法の開発を継続的に進め、新工法提案をしており、建設市場の基礎分野で存在価値の向上に努めております。新工法の開発、提案、実現の積み重ねは、発明を含む重要な技術情報や特殊な営業情報を保有することになります。それら知的財産や営業情報等の機密情報の管理については細心の注意を払い、関連情報の改ざん、漏洩、滅失、第三者の不正使用等の情報管理に関する事故が無いように適切な措置を講じております。

しかしながら、想定外の情報管理に関する事故や、開発の範囲の拡大に伴う予期せぬ権利侵害が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第4【提出会社の状況】

### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は株主の皆様に対する安定的な利益配分を最重要項目と位置付けており、収益に応じた適正な利益配分を実施するとともに、長期的な事業展開に備えた内部留保の充実を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、1株につき17円を予定しております。これにより当事業年度の年間配当は、既に実施いたしました中間配当7円と合わせ、前期と比べ10円増配の1株当たり24円となりました。

次期の配当につきましては、中間配当を14円、期末配当を17円とし1株当たり年間配当額31円を予定しております。

(後略)

(訂正後)

当社は株主の皆様に対する安定的な利益配分を最重要項目と位置付けており、収益に応じた適正な利益配分を実施するとともに、長期的な事業展開に備えた内部留保の充実を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、1株につき17円といたしました。これにより当事業年度の年間配当は、既に実施いたしました中間配当7円と合わせ、前期と比べ10円増配の1株当たり24円となりました。

(後略)

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

欄外注記

(訂正前)

(注) 当社定款の定めにより、单元未満株主は、会社法第189条第2号各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに单元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

(訂正後)

(注) 当社定款の定めにより、单元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに单元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。